

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年6月25日)

【件名】

- 1 「子育て王国とっとり条例」(仮称)の検討事項等について
(子育て応援課) …… 1
- 2 「子育て同盟サミットinとっとり」の開催について
(子育て応援課) …… 2
- 3 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
(子育て応援課) …… 3
- 4 鳥取県薬物濫用対策推進計画の策定について
(医療指導課) …… 4

福祉保健部

「子育て王国とっとり条例」(仮称)の検討事項等について

平成25年6月25日
子育て応援課

今までの成果を基礎として、さらに子育てしやすい環境に発展させるため、行政のみならず、県民や事業者等が一体となり子育て支援環境を総合的かつ計画的に発展させていく「子育て王国とっとり条例」(仮称)について、以下のとおりに検討していきます。

1 今後の進め方

(1) 以下の方法により、条例への意見・提案をお聴きする。

○ 関係機関との意見交換

《 想定機関 》

市町村、児童福祉関係団体、教育関係団体(幼児教育含む)、商工団体、労働組合
(上記以外にも、意見交換の必要と考えられる団体を随時追加する。)

○ 公聴会(各圏域で実施)

○ パブリックコメント

(2) (1)で聴取した意見を元に、以下の機関で議論いただき、条例案を作成

○ 常任委員会

○ 子育て王国とっとり条例検討懇話会(仮称)

《 委員構成(たたき台) 》

学識経験者(2人)、子育て中の人(2人)、他県から移住してきた人(1人)

将来子育てを行う人(1人)、地域で子育て支援の活動している人(3人)

児童福祉関係者(3人)、保健・医療関係者(2人)、教育関係者(2人)

企業経営者(1人)、労働・雇用関係者(1人)、市町村担当課長(2人)

⇒ 概ね20名程度を想定

(必要に応じて、子育て分野の専門家をアドバイザーとして設置)

2 条例の構成(現時点でのたたき台)

(1) 主体の責務・役割

① 県の責務…子育て支援・少子化対策に関する総合的施策を推進

② 市町村の役割…地域の実情に応じた子育て支援・少子化対策に関する施策を推進

③ 県民の役割…自治体等が行う施策に協力し、自ら子育て支援・少子化対策を推進

④ 事業所の役割…仕事と生活の両立に必要な雇用環境を整備

※ ②～④については、努力規程として記載(～に努める。)

(2) 県の具体的取組

子育て支援・少子化対策について、重点的に取り組む事項について記載する。

【重点項目(たたき台)】

○ 子どもの生きる力の育成と親の子育て支援のための保育、教育の充実

○ 子どもを持つ家庭、親になろうとする人への保健、医療等の充実

○ 地域で子育て支援に携わる人材、保育士等の専門人材の育成・確保

○ 親と子どもが豊かな生活を送るための「仕事と生活の両立」への支援

○ 要保護児童・要支援家庭が安心して生活していくための支援及び体制の充実

(3) 附属機関(各主体との連携体制)

学識経験者、市町村、子育てに関する分野の関係者(医療、保健、児童福祉、教育、労働等)、公募委員などで構成する「子育て王国とっとり発展会議(仮称)」を設置する。

「子育て同盟サミット in とっとり」の開催について

平成25年6月25日
子育て応援課

現場の声を活かした子育て支援の充実・改善を地方から発信していくため、平成25年4月に発足した「子育て同盟」の加盟県知事等が一堂に会して、これからの少子化対策、子育て支援施策について議論を行うことを目的に、下記のとおり「子育て同盟サミット in とっとり」を開催します。

記

- 1 日 時 : 平成25年7月28日(日) 午前9時00分から午後0時30分
(※前日の27日(土)は、交流会を開催)
- 2 場 所 : 米子コンベンションセンター
- 3 構 成 : 以下の内容を予定 (※同盟各県と調整中)

(1) 7月27日(土)

午後6時から米子市内(「米子全日空ホテル」)で、全国自治体子育て関係者等が集まって、交流会を開催予定。(会費制)

(2) 7月28日(日)

会場	種 別	時 間	内 容
国 際 会 議 室	事例発表	9:30～9:45	緑と子育てに関連する事例を発表 【事例案】森のようちえん
	オープニング	9:45～10:00	児童による「淀江さんこ節」の披露
	公開首脳会議	10:00～11:20	鳥取県知事を議長に、加盟県知事による少子化対策、子育て支援についての議論を展開
	記者会見等	11:20～11:45	報道機関による各県知事への質疑等
エント ランス	各県紹介ブ ース設置	9:00～12:30	加盟県の紹介となるブースを設置 (子育て施策、観光案内など)

※当日、公開首脳会議の来場者に少子化問題等に係るクイズを実施し、抽選で10県の特産品をプレゼント。

- 4 その他 : 参加無料(※交流会を除く)

《「子育て同盟」について》

- 目的 : 少子化問題に危機感を持ち、現場の声を活かした子育て支援を地方から発信しようと取り組む県が同盟を結び、情報交換や情報発信を行うことによって、切磋琢磨しながら子育て支援施策を実施、先導するとともに、広く少子化対策への意識喚起を行う。
- 加盟県 : 宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県の10県でスタート
- 取組 : 少子化対策、子育て支援施策に関する情報の共有・交換
国、経済界など各方面への提案・要請活動
加盟県同士での共同事業の実施 など

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成25年6月25日

子育て応援課

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費
 (6月10日までに追加実施を決定した事業) 3,936千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用人件費)	雇用創出人数 (延べ)	①月額給料	事業内容
			②雇用期間(予定)	
			③被雇用者の要件	
森のようちえん事業拡大支援事業	3,936千円 (1,968千円)	1人	①142千円 ②H25年5月 ~H26年3月 ③なし	3歳以上児を対象に森林をフィールドにして特色ある幼児教育・保育を展開する「森のようちえん事業」について、立ち上げの支援・活動の定着を図るため、本事業の委託を行う。
合計	3,936千円 (1,968千円)	1人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

鳥取県薬物濫用対策推進計画の策定について

平成25年6月25日

医療指導課

本年の2月議会で制定された「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条の規定により、知事は鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定する様に定められていることから、早期に策定し国、民間団体と連携し、対策をより強力に推進するため以下のとおり策定作業を進める。

1、策定の進め方

(1) 「鳥取県薬物乱用対策推進本部」で協議のうえ策定する

○ 「鳥取県薬物乱用対策推進本部」(要綱設置)

メンバー 鳥取県医師会長、鳥取県薬剤師会長、鳥取県精神科病院協議会長
鳥取県薬物乱用防止指導員協議会長(新規)、鳥取ダルク代表(新規)
中国四国厚生局麻薬取締部長、鳥取労働局長、鳥取地方検察庁次席検事、
第八管区海上保安本部境海上保安部長、鳥取少年鑑別所長、鳥取保護観察所長、神戸税関境税関支署長
福祉保健部長、生活環境部長、教育長、県警本部長、

(参考)

- ・鳥取県薬物乱用防止指導員協議会
薬物乱用状況を防止するため、鳥取県薬物乱用防止指導員制度を充実し、地域社会における啓発活動を一層推進することを目的としている。
- ・鳥取ダルク
薬物依存者の薬物依存症からの回復と社会復帰を目的とした民間のリハビリ施設。

(2) 策定スケジュール

- ・6月4日に鳥取県薬物乱用対策推進本部幹事会を実施
- ・7月～8月に鳥取県薬物乱用対策推進本部会議を開催し鳥取県薬物濫用対策推進計画(案)を協議
- ・県議会報告、パブリックコメントを経て9月頃決定する

2、鳥取県薬物濫用対策推進計画の骨子(案)

6月4日鳥取県薬物乱用対策推進本部幹事会で協議

大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進

プラン1: 青少年を薬物の誘惑から守ります

プラン2: 地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します

プラン3: 普及啓発のための支援を充実させます

大目標 2. 監視、指導及び取締りの強化

※ 警察本部だけでなく、厚生局麻薬取締部、入国管理事務所の取り組みも書かさせてもらう

プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します

プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します

大目標 3. 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

プラン6：相談体制を充実させます

プラン7：相談者の状況に応じた個別支援を実施します

プラン8：関係機関が連携し回復を支援します

(参考)

○ 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例

(推進計画の策定)

第6条 知事は、県民運動を推進するため、鳥取県薬物濫用対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 薬物の濫用を防止するための教育、学習及び啓発活動の推進に関すること。
- (2) 薬物の濫用に対する監視、指導及び取締りに関すること。
- (3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。
- (4) その他薬物の濫用を防止するために必要な事項

